

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気であり、その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるという報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本では認知度が低く、また、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもある。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースも少なくない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること
- 2 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること
- 3 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄